

入学金減免制度において本校が定める「日本語教育の参照枠」における B1 相当以上の日本語能力を有する者とは以下の通りです。

- 1 日本語能力試験（JLPT）N3以上の認定を受けていること。
- 2 BJTビジネス日本語能力テストにおいて420点以上取得していること。
- 3 J.TEST実用日本語検定のF級以上の認定を受け又はD-Eレベル試験において500点以上取得していること。
- 4 日本語NAT-TESTの3級以上の認定を受けていること。
- 5 STBJ標準ビジネス日本語テストにおいて500点以上取得していること。
- 6 TOPJ実用日本語運用能力試験の中級C以上の認定を受けていること。
- 7 J-cer t生活・職能日本語検定のアドバンスコース中級B1以上の認定を受けていること。
- 8 JLCT外国人日本語能力検定のJCT3以上の認定を受けていること。
- 9 実践日本語コミュニケーション検定・ブリッジ（PJCBridge）のA+以上の認定を受けていること。
- 10 JPT日本語能力試験において430点以上を取得していること。

この情報は、2025年1月時点での情報であり、各種試験実施機関の基準改定があった場合は、本校の基準も変更となることがあります。